③　本工事は、「総価契約・入札単価合意方式」の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、「日本橋区間地下化事業における総価契約・入札単価合意方式実施要領」に基づき、実施設計完了後受発注者間の協議により、総価契約前にあらかじめ指定した工種に対し、最終詳細工事費内訳書の算出根拠となる施工条件（以下「見積条件」という。）を合意し、工事契約後に提出される請負代金内訳書に記載された単価を個別合意単価とするものである。

④　技術提案の範囲は、以下のとおりとする。

・工事目的物及び仮設構造物並びに施工法

⑤　本工事は、競争参加確認申請書の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては８⑴に掲げる事務の担当部局に紙入札方式参加承認申請書（電子入札留意事項様式第１）を提出するものとする。

⑥　本工事は、主任技術者又は監理技術者、設計管理技術者、設計担当技術者及び設計照査技術者の途中交代を認める工事である。

⑦　本工事は、発注者が週休２日に取り組むことを指定する週休２日交替制モデル工事（発注者指定方式）である。

⑧　本工事は、「日本橋区間地下化事業におけるＣＩＭ活用実施要領」に基づき、ＢＩＭ／ＣＩＭ（Building／Construction Information Modeling, Management）モデルの活用による建設生産システムの生産性向上及び高度化を図ることを目的とするＣＩＭ対象工事である。

⑨　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴの全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用工事の対象工事である。受注者は、技術提案の一項目としてＩＣＴ活用施工に関する提案を行い、ＩＣＴ活用施工を行うことができる。

掘削工においてＩＣＴ活用施工を行う場合は、１）に示すＩＣＴ建設機械を用いた施工を行い、ＩＣＴを用いた３次元出来形管理等の施工管理を実施し、それらで得られた３次元データを納品すること。

なお、ＩＣＴの活用にかかる費用については、技術提案に係る直接工事費に計上すること。

１）ＩＣＴ建設機械

・３次元ＭＣ又は３次元ＭＧバックホウ

なお、ＭＣとは「マシンコントロール」、ＭＧとは「マシンガイダンス」の略称である。

⑩　本工事は、受注者の希望により建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）を活用する対象工事である。

２　競争参加資格

⑴　首都高速道路株式会社の契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定（競争参加不適格者）に該当しない者であること。

⑵　首都高速道路株式会社における「土木工事」に係る2021・2022年度の競争参加資格の認定を受け、当該認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上である単体又は２者若しくは３者の共同企業体であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「土木工事」に係る2021・2022年度の競争参加資格の再認定を受け、当該再認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること単体又は２者若しくは３者の共同企業体であること。ただし、共同企業体の構成にあたって、当該点数が2,000点以上の者は１者までとする。

⑶　平成19年度以降に、以下に掲げる工事の実績（元請に限る。）を有すること。なお、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）としての完工実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。

ア　単体又は共同企業体の代表者は、以下に掲げる要件を全て満たす工事を完工した実績を有すること。ただし、同一工事で各施工実績を有する必要はない。

・セグメント外径9.8m以上のシールドトンネルの施工

・床付け深さ15m以上かつ内空幅10m以上の開削工法で構築された道路又は鉄道トンネルの施工

イ　共同企業体の代表者以外の構成員については、以下に掲げる要件のうち、いずれか１つの要件を満たす工事を完工した実績を有すること。

・セグメント外径9.8m以上のシールドトンネルの施工

・床付け深さ15m以上かつ内空幅10m以上の開削工法で構築された道路又は鉄道トンネルの施工

⑷　現場代理人及び次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者、設計管理技術者、設計担当技術者及び設計照査技術者（以下「配置予定技術者」という。）のうち、現場代理人及び次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者については、工事の契約締結日の翌日から工事完了まで配置すること。なお、主任技術者又は監理技術者は、工事契約締結後の実際の施工期間において本工事に専任で配置できること。また、次に掲げる基準を満たす設計管理技術者、設計担当技術者及び設計照査技術者（以下「設計技術者」という。）については、工事契約前に実施する実施設計の履行期間及び工事の契約締結日の翌日から工事完了まで配置できること。

設計管理技術者は、設計業務全体の技術上の管理を行うものとする。

工事の中断、休止により、担当する主任技術者又は監理技術者を再度配置する場合は、工事の中断、休止前に配置した技術者を配置することを原則とする。

なお、現場着手は令和６年６月３日（月）を予定している。

①　主任技術者又は監理技術者は、以下のア～ウのいずれか及びエに該当する者であること。ただし、工事契約締結後の実際の施工期間においては、本工事に専任で配置できること。

ア　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の３の規定による技術検定のうち、１級土木施工管理に関する検定種目に合格した者（以下「１級土木施工管理技士」という。）

イ　技術士法（昭和58年法律第25号）第６条及び技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第11条の規定による第二次試験のうち、［建設部門（トンネル）］に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者（以下「技術士［建設部門（トンネル）］」という。）

ウ　ア、イと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

エ　平成19年度以降に以下に掲げる要件を全て満たす工事を単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）を有すること。ただし、施工実績は、同一工事で各施工実績を有する必要はない。また、共同企業体の構成員としての完工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。なお、配置する主任技術者又は監理技術者は、以下におけるＡを満たす１名及びＢを満たす１名とした合計２名としてもよい。

Ａ　セグメント外径9.8m以上のシールドトンネルの施工

Ｂ　開削工法で構築された道路又は鉄道トンネルの施工

②　監理技術者は、建設業法第26条第２項に規定する技術者であり、競争参加資格確認申請書の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を有する者であること。

③　設計管理技術者は、以下のア～イのいずれかを満たすこと。

ア　技術士［建設部門（トンネル）］かつ技術士［総合技術監理部門］

イ　アと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

④　設計担当技術者及び設計照査技術者は、以下のア～イのいずれかを満たすこと。

ア　技術士［建設部門（トンネル）］

イ　アと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者